

西田弘次／新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

緊急事態宣言解除後も引き続き、
下記の通り感染拡大防止の徹底に挑んでおります。

令和3年10月1日より以下の対施策を実施中

- ① 厚生労働省から随時周知されるコロナ感染拡大防止対策を厳守します。
- ② 移動は可能な限り自家用車を使用します。
- ③ マスクは不織布を使用します。
- ④ 講義直前に新しい不織布マスクに交換します。
(複数回講義の際には、毎回新しい不織布マスクに交換します)
- ⑤ 講義日の朝に、抗体検査キットにて感染状況の有無を検査します。

令和2年4月7日～令和3年9月30日の緊急事態宣言発令期間の実行対策

- ① 厚生労働省から周知された感染拡大防止対策を実施しました。
- ② 1都4県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県の移動に関して
全て自家用車の使用を実施しました。
- ③ 上述1都4県以外の移動時は医療用マスクを着用し最新の注意を払い移動を実施しました。
- ④ 講義直前に新しい不織布マスクを使用しました。
(複数回講義の際には、毎回新しい不織布マスクに交換しました)
- ⑤ 自宅以外での飲食を自粛しました。
- ⑥ 令和2年6月1日より1ヶ月に1度、PCR検査を実施しました。(全て陰性)
- ⑦ 令和3年1月より2週間に1度、PCR検査を実施しました。(全て陰性)
- ⑧ 令和3年4月より1週間に1度、PCR検査を実施しました。(全て陰性)
- ⑨ 令和3年9月1日2回目のワクチン接種を完了しました。(ファイザー製)



2021年10月1日
西田弘次



<https://nishida-koji.com/>